

【自動車保管場所届出書・保管場所標章交付申請書】の記載例

車台番号欄  
記入例  
ABC  
DEF  
GHI  
JKL  
MNO  
PQR  
STU  
VWX  
YZ  
㊦ 1 2  
3 4 5  
6 7 8  
9 -

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号		自動車の大きさ
メーカー名	〇〇-〇〇	〇	〇	〇
		ここから記入(アルファベットには、下欄に√印を記入してください)		長さ センチメートル
		√		幅 センチメートル
		√		高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置(自宅等)				
自動車の保管場所の位置		変更前( )		
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。		日付は、和暦で記載してください。		
〇〇〇〇 警察署長殿		〒(540-0008) 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
		住所 大阪市中央区大手前3-1-11		
届出者		刀がナ オオサカ タロウ		
		氏名 大阪 太郎		
		(06) 6943-1234		

○ 車台番号の記載にあたっては、上欄に欄外の車台番号欄記入例のとおり、数字とローマ字を区別してハッキリと記載してください。ローマ字の部分には、下欄に√印をつけてください

○ **自動車の大きさ欄**  
センチメートル単位で(ミリ単位は切り捨て)記載してください。  
○ **自動車の区分欄**  
普通車の場合は登録に、軽自動車の場合は、軽に○印を付けてください

○ **使用の本拠の位置欄**  
・個人の場合  
実際に居住している場所の所在地を記載してください。  
・法人の場合  
実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。(本社・支社等の所在地)  
※ 届出者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なるときは、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります

○ **保管場所の位置欄**  
駐車場の所在地(枠番号があればその番号)を記載してください。保管場所の変更の届出の際は、変更前の駐車場の所在地を( )内に記載してください

○ **保管場所標章番号の欄**  
自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされているときは、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載することで所在図を省略することができます。

○ **届出者欄**  
届出者欄に記載する方は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、自動車の所有者又は使用者となっている方です。  
・個人の場合  
住民登録・印鑑登録の住所と氏名を記載してください。  
・法人の場合  
登記簿・印鑑登録の所在地・法人名を記載し、法人の代表者氏名を併記してください。

○ 自己所有か他人所有(契約車庫)かを○印で記載してください。  
○ 届出内容について、届出者以外(行政書士等)に問合せ先がある場合のみ記載してください。  
○ 自動車の登録番号又は車両番号を記載してください。

保管場所の所有区分	自己単独所有・その他
連絡先(届出者以外)	電話 氏名
自動車登録番号又は車両番号	

○ この書類は、3枚(自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書(正)(副))で一組となっています。(ホームページの場合)  
黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。  
なお、書類を記載する場合には、消せるボールペンは使用しないでください。  
○ 保管場所の位置を変更した場合には、変更の日から15日以内に変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に届け出なければなりません。(罰則: 10万円以下の罰金)  
(軽自動車は、届出義務適用地域に限る。)

○ **添付書類**  
保管場所の所在図・配置図  
保管場所を使用する権原を疎明する書面(いずれか一通)  
・保管場所使用承諾証明書  
・保管場所使用権原疎明書面(自認書)  
・駐車場賃貸借契約書の写し(全ページ)  
・領収書(契約者氏名・住所、駐車場名、駐車場の住所契約の枠番号、領収年月日が確認できるもの)  
・独立行政法人都市再生機構等の公法人が発行する確認証明書 等